

総務委員会 報告資料

令和3年2月25日

報告事項件名	頁
1 「足立区基本計画」の改定等に伴うパブリックコメントの実施結果 および寄せられた意見に対する区の考え方について	2
2 令和2年度区民評価（令和元年度事業実施分）の実施結果について	23
3 行政手続のオンライン申請等の拡充について	28
4 情報システム支援業務委託について	35

(政策経営部)

総務委員会報告資料

令和3年2月25日

件名	「足立区基本計画」の改定等に伴うパブリックコメントの実施結果および寄せられた意見に対する区の考え方について																																																												
所管部課名	政策経営部 政策経営課																																																												
内容	<p>「足立区基本計画」「足立区人口ビジョン」の改定および「第2期足立区人口ビジョンを実現する総合戦略」「足立区国土強靱化地域計画」の策定に伴い実施したパブリックコメントの結果および、寄せられた意見に対する区の考え方について、以下のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">【パブリックコメント実施期間】 令和2年12月10日（木）～令和3年1月8日（金）</p> <p>1 足立区基本計画</p> <p>(1) 意見提出数 54件（9名）</p> <p>(2) 意見の構成</p> <table border="1" data-bbox="475 981 1386 1417"> <tr> <td>①教育</td> <td>8件</td> <td>②妊娠・出産・子育て</td> <td>6件</td> <td>③保育</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>④文化・芸術</td> <td>3件</td> <td>⑤スポーツ</td> <td>1件</td> <td>⑥男女共同参画</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>⑦多文化共生</td> <td>1件</td> <td>⑧衛生</td> <td>2件</td> <td>⑨生活環境</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>⑩高齢者福祉</td> <td>2件</td> <td>⑪防災</td> <td>4件</td> <td>⑫まちづくり</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>⑬住宅</td> <td>1件</td> <td>⑭地域経済</td> <td>1件</td> <td>⑮協創</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>⑯地域活動</td> <td>2件</td> <td>⑰行政運営</td> <td>3件</td> <td>⑱シティプロモーション</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>⑲税・保険料</td> <td>1件</td> <td>⑳公共施設</td> <td>1件</td> <td>㉑SDGs</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>㉒その他</td> <td>6件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) 意見に対する区の考え方について 別紙1のとおり</p> <p>2 足立区人口ビジョン・総合戦略</p> <p>(1) 意見提出数 28件（7名）</p> <p>(2) 意見の構成</p> <table border="1" data-bbox="475 1744 1386 1854"> <tr> <td>①課題設定</td> <td>2件</td> <td>②自然増減</td> <td>12件</td> <td>③社会増減</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>④外国人人口</td> <td>1件</td> <td>⑤仕事</td> <td>1件</td> <td>⑥定住</td> <td>3件</td> </tr> </table> <p>(3) 意見に対する区の考え方について 別紙2のとおり</p>	①教育	8件	②妊娠・出産・子育て	6件	③保育	2件	④文化・芸術	3件	⑤スポーツ	1件	⑥男女共同参画	1件	⑦多文化共生	1件	⑧衛生	2件	⑨生活環境	3件	⑩高齢者福祉	2件	⑪防災	4件	⑫まちづくり	1件	⑬住宅	1件	⑭地域経済	1件	⑮協創	3件	⑯地域活動	2件	⑰行政運営	3件	⑱シティプロモーション	1件	⑲税・保険料	1件	⑳公共施設	1件	㉑SDGs	1件	㉒その他	6件					①課題設定	2件	②自然増減	12件	③社会増減	9件	④外国人人口	1件	⑤仕事	1件	⑥定住	3件
①教育	8件	②妊娠・出産・子育て	6件	③保育	2件																																																								
④文化・芸術	3件	⑤スポーツ	1件	⑥男女共同参画	1件																																																								
⑦多文化共生	1件	⑧衛生	2件	⑨生活環境	3件																																																								
⑩高齢者福祉	2件	⑪防災	4件	⑫まちづくり	1件																																																								
⑬住宅	1件	⑭地域経済	1件	⑮協創	3件																																																								
⑯地域活動	2件	⑰行政運営	3件	⑱シティプロモーション	1件																																																								
⑲税・保険料	1件	⑳公共施設	1件	㉑SDGs	1件																																																								
㉒その他	6件																																																												
①課題設定	2件	②自然増減	12件	③社会増減	9件																																																								
④外国人人口	1件	⑤仕事	1件	⑥定住	3件																																																								

	<p>3 足立区国土強靱化地域計画</p> <p>(1) 意見提出数 4件 (2名)</p> <p>(2) 意見の構成</p> <table border="1" data-bbox="475 315 1158 367"> <tr> <td data-bbox="475 315 818 367">①リスクシナリオ 1件</td> <td data-bbox="818 315 1158 367">②その他 3件</td> </tr> </table> <p>(3) 意見に対する区の考え方について 別紙3のとおり</p>	①リスクシナリオ 1件	②その他 3件
①リスクシナリオ 1件	②その他 3件		
<p>問題点 今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務委員会終了後、パブリックコメント実施結果および意見に対する区の考え方を区ホームページにて公表する。 ・ パブリックコメントの意見を踏まえ、素案に必要な修正を加えたうえで、3月中に各計画の改定および策定を決定する。 		

足立区基本計画改定版（素案）のパブリックコメント意見に対する区の考え方

*概ね施策番号順に並んでいます

番号	分野	意見（該当）箇所	意見概要	区の考え方
1	教育	【第3部 施策①-1】 児童・生徒の心身の健全な発達の支援	成果指標①（小児生活習慣病予防健診における「管理不要」と「正常」の割合）の目標値（R6年）79%が、中間目標値83%より低い理由が理解できません。	中間目標値（83%）は、現計画策定時（H28年度）に設定したものです。 現計画策定時に現状値としたH27年度のみ81.2%と高い割合で、翌H28年度からR元年度までの4年間の平均値は77.4%、統計を取り始めたH26年度からの6年間の平均値は78.2%であるため、現状に即した目標値（79%）へ下方修正しました。
2	教育	【第3部 施策①-2】 確かな学力の定着に向けた就学前から義務教育期までの取り組み	活動指標③は、「児童・生徒用タブレット端末を使用して授業を実施した教員の割合」よりも、「ICTを活用して協働学習や課題発見・解決型の学習指導を行った割合」の方がよいのでしょうか？	現在、「足立区ICT教育推進の基本方針」の改定を行っており、活動指標③については、基本方針に定めた指標と同様の指標に変更する予定です。 なお、指標については、「単純な授業全般におけるタブレット端末の活用頻度」という趣旨から、ご意見にありました「協働学習におけるICTの活用頻度」という趣旨に沿って検討しています。
3	教育	【第3部 施策①-2】 確かな学力の定着に向けた就学前から義務教育期までの取り組み	子育て世代にとって、子どもの教育は、最も関心を寄せる事項です。子ども達の能力や個性に応じて、様々な選択肢やメニューが用意され、適切な教育を受ける環境が整備されていれば、子育て世代から選ばれるまちとなるはずで、子ども達の能力に応じた適切な教育を受けさせられるよう、私立小・中学校の誘致や小中一貫校の拡充など、検討されたらいかがでしょうか。 相対的に教育・学力の向上が図られ、区が子ども達の教育施策を積極的に取り組んでいることを、積極的に区の内外にプロモーションしていくことで、足立区の負のイメージも払しょくされるものと思います。	私立小・中学校の誘致については、立地や事業性などの条件を学校法人自身が判断し、開設を決定するため、引き続き区内外に区の魅力や情報を積極的に発信していくことで、足立区に関心をもち、進出意欲を高める環境づくりに力を入れて取り組んでいきます。開設を希望する法人からの相談や問い合わせがあれば、区として丁寧にお話をうかがっていきます。 また、小中一貫校の拡充については、既存の興本扇・新田両学園の成果の検証の比較や、教育効果などを勘案して総合的な判断が必要であると考えます。当面は、小中連携を推進する研究開発校としての2つの小中一貫教育校の取り組みをモデルとして、他の小中学校の連携教育をさらに充実させ、学力向上に取り組んでいきます。
4	教育	【第3部 施策①-3】 課題を抱える子どもの状況に応じた支援の充実	成果指標①（就学相談により、障がいがある等の特別な支援が必要な児童・生徒の就学策が決定した割合）について、就学先の決定も重要ですが、進学後の学校変更等についても柔軟な対応を検討する必要はないでしょうか。	課題を抱える子どもの就学先の決定のみではなく、進学後の学校変更等への支援についても必要なものと考えています。区では現在、就学先の決定後にフォローアップを実施し、必要に応じて再度の就学相談へつなぐ支援も行っています。フォローアップについては、今後も適切に実施していきます。

番号	分野	意見（該当）箇所	意見概要	区の考え方
5	教育	【第3部 施策①-4】安全・快適に学べる教育施設の整備と学校運営の充実	児童・生徒数がピーク時の昭和54年度の約45%とは認識していませんでした。統廃合が多いと感じていましたが、学校規模の適正化がなされていた。そして改築された教育施設の設備は素晴らしいので発信してほしい。	区では、学校の新築・改築時に一般の方にも内部を見学していただけるように内覧会を実施しています。また、区のホームページに工事の進捗状況や完成後の状況について掲載しています。今後も、学校竣工時の内覧会やホームページの掲載を行っていきます。
6	教育	【第3部 施策①-4】安全・快適に学べる教育施設の整備と学校運営の充実	コミュニティスクールの展開があまり見えてきません。全区への展開スケジュールを明記してほしいと思います。	各校の「開かれた学校づくり協議会」において、地域や保護者による支援体制が充実し、実質的にコミュニティ・スクール機能を有しています。更にコミュニティ・スクールを運営することに負担を感じる協議会もあることから、協議会に理解を求めながら、毎年1校の設定を目標に取り組んでいきます。
7	教育	【第3部 施策①-5】子ども・若者がたくましく生き抜く力を育むための成長支援	区内に大学が増えたこともあり大学生と小中学生との交流を通して将来の進路に対する広い視野を持てるような機会の拡大の方向性に期待します。	大学連携事業は、各大学の特徴を活かした体験事業を企画実施しています。文教大学（2021年開学）とは国際学部と連携して大学生との交流を通して小学生に「語学体験」の事業を企画しました（開学前から企画した令和2年度分はコロナ禍で中止）。今後も各大学の特徴を活かした事業を大学生との交流を通して拡大していきます。
8	教育	【第3部 施策①-5】子ども・若者がたくましく生き抜く力を育むための成長支援	自然教室や大学生との交流の内容がよくわかりません。単発のイベント的なものなのか。もう少しカリキュラムの中に位置づけたほうがよいのではないのでしょうか。	区では、自然教室（小5:鋸南 小6:日光 中1:魚沼）を学習指導要領における特別活動の「集団宿泊的行事」として、教育課程に位置づけているため、本計画に追記します。また、体験事業は、子どもたちに将来を考える機会を創出することをテーマに、親しみの持てる大人である大学生の協力を得て実施しています。大学生との交流を通じた体験は、全小中学校のカリキュラムにまでは位置づけられていませんが、小中学校と連携して、単発なイベントではなく普段学校では体験出来ないプログラムとして企画しています。
9	妊娠・出産・子育て	【第3部 施策②-1】妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実	妊婦全数面接を行う「足立区スマイルママ面接事業」は知らなかったです。ハイリスク妊婦の発見に役立ちそうですし、対象妊婦に贈られる“こども商品券”の内容も吟味されていて素晴らしい事業です。R2は電話でおこなっているようですが、今後もTV電話などを取り入れて双方の負担なく続けてほしい。対面面接にこだわらなくても良いように思います。	足立区スマイルママ面接事業の対面面接については、東京都の「とうきょうママパパ応援事業」の補助金申請の必須要件となっているため、継続していきます。
10	妊娠・出産・子育て	【第3部 施策②-1】妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実	参考値として、外国籍の親子の数値の記載も検討ください。	外国籍の親子の数値については、妊娠届出時のリスク区分とイコールではないため、記載は考えていません。

番号	分野	意見（該当）箇所	意見概要	区の考え方
11	妊娠・出産・子育て	【第3部 施策②-1】 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実	妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実という施策の方向性はあるが、妊娠届の中で年齢、経済状況、こころの病気でハイリスクの方をもれなく把握「足立区スマイル面接」を実施してほしいです。	区では現在、妊娠届及びアンケートの回答内容からハイリスクの方をもれなく把握し、「足立区スマイルママ面接」を実施しています。
12	妊娠・出産・子育て	【第3部 施策②-1】 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実	産後育児困難や生活困窮、虐待、身体的、精神的負担等を軽減していくため「デイサービス型産後ケア」に医療機関、保健士、臨床心理士の方々へ介入をして欲しいです。	区では現在、デイサービス型産後ケアにおいて、支援が必要な方に対し、必要に応じて適切な関係機関や別事業につないでいます。
13	妊娠・出産・子育て	【第3部 施策②-1】 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実	足立区基本計画・施策群のなかに、妊娠から出産・子育てまで支える施策が実施されています。今後は、妊娠の前段階である不妊治療（医療費補助）まで施策の範囲を広げてはどうでしょうか。	不妊治療まで施策の範囲を広げるについては、医療費は保険適用になる予定であること、不妊治療は専門性が高く医療の範疇であることから、現状を継続していきます。
14	妊娠・出産・子育て	【第3部 施策②-3】 虐待の防止とひとり親家庭への支援	アンケート調査を分析する際、母子家庭、父子家庭、外国人とこのような群分けによる検討が必要だと思います。	アンケート調査は、抽出した孤立のおそれがある世帯を対象に、個々の世帯の支援ニーズを把握し必要な支援を行うために実施するものです。調査から得られた支援ニーズの内容や傾向を分析する際には、群分けによる分析を検討します。
15	保育	【第3部 施策②-2】 子育てと仕事の両立支援（待機児童対策と教育・保育の質の向上）	保育の質について、文書指導だけでは見えていないものもあるのではないか？不適切な保育の現場を見逃さないように利用者（保護者）へのアンケートや相談窓口（webや専用メールフォームなど働く人も利用できる方法）を開設するのはどうか？	<p>これまでも、区民の声や所管課への苦情申立てなどに基づき、不適切な保育運営を行っていると思われる施設に、即座に指導を行っています。指導検査では、文書指摘だけではなく口頭での指導や改善助言など、多岐にわたって各施設の保育の質向上を図っています。</p> <p>また、全施設への巡回訪問を実施する中で、事前連絡なしで訪問し、適切な保育が行われていることを確認しています。</p> <p>アンケートについては、施設が第三者評価を定期的に行い、利用者等の意向把握に努めています。特に新規開設及び民営化した私立認可保育所では、開設・民営化後3年間の第三者評価を義務付け、評価結果を各園のHPで公表しています。さらに民営化後2年間の保護者アンケートを区が実施し、園運営へ反映するとともに、保育園から保護者に公表しています。</p> <p>相談窓口としては、所管課への電話・メールのほか、働いている方が利用できる方法として、区ホームページ上で区民の声や各所管課あてのお問い合わせフォームを設置しています。</p> <p>今後も、保護者の方々が相談先で悩まれないよう、窓口を周知していくとともに、引き続き保育の質の向上に取り組んでいきます。</p>

番号	分野	意見（該当）箇所	意見概要	区の考え方
16	保育	【第3部 施策②-2】 子育てと仕事の両立支援（待機児童対策と教育・保育の質の向上）	教育や保育の質を表す内容の評価は必要ないか。新学力観に基づくような視点から。	教育・保育の質を表す内容の評価は必要であると考えています。評価項目が保育環境から保育者の関わりまで多岐に渡ることや、子どもの状況を踏まえた個別の支援である保育は評価方法の設定が難しいこと等から、現在学識者の意見を伺っているところです。現行の保育所保育指針等で示されている「幼児教育において育みたい資質・能力」等の視点も採り入れながら検討を進めていきます。
17	文化・芸術	【第3部 施策③-1】 文化・芸術活動の充実と郷土の歴史継承の支援	足立区の地域特性として、多様性とこれを受け入れる寛容性が挙げられると思います。文化・芸術活動にとって、このような特性は、たいへん重要な要素ですので、地元大学とも連携しながら、積極的に文化・芸術活動の推進を図っていくべきだと思います。そして、多くの芸術家や職人が足立を拠点にすぐれた工芸品や芸術作品を発表し、これらを発信していくことで、多くの芸術家が移り住み、集うまちとして、足立の価値が格段に飛躍すると考えます。	現在、区内大学との連携事業は年間190件以上あり、そのうち、文化・芸術分野では「芸術によるまちづくり」や「音楽教育支援活動」などを実施しています。また、藝大やNPOとの共催で実施している区民参加型のアートプロジェクト「音まち千住の縁」のほか、民間の美術館、空き家をリノベーションした施設を活用した展示など、パフォーマンスを含む芸術作品を発表するアーティストが増えつつあります。コロナ禍においても民間との連携も深め、文化・芸術の情報を発信していきます。
18	文化・芸術	【第3部 施策③-1】 文化・芸術活動の充実と郷土の歴史継承の支援	20歳代の男女の定住意向が低いとの区世論調査があります。若い世代の定住、転入を図るために、足立区基本計画の施策にある文化・芸術推進事業の一環として、若者向けの文化的イベント（音楽・演劇）を企画して、毎年、実施してはどうでしょうか。例えば「足立の花火」の様になることを期待。	足立区文化芸術推進計画に基づき、老若男女を問わず多くの方に楽しんでいただける文化・芸術事業を実施しています。しかし、若者の事業参加が少ないことから、気軽に参加できる工夫をしていきます。今後も、若い世代の定住・転入に繋がるよう文化・芸術事業に取り組んでいきます。
19	文化・芸術	【第3部 施策③-1】 文化・芸術活動の充実と郷土の歴史継承の支援	参考値として年齢別のものが欲しい。学校・社会教育・家庭教育との連携を計画してほしい。 一部活動やジュニアスポーツの子たちの運動中心主義の是正を検討してほしい。 （例：社会教育としての地域行事に参加したくても、試合や練習を休むとレギュラーを外されるという意識がある場合が多く、社会教育への参加機会が難しい年代がある）	基本計画では、生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる施策の方向性を示しています。 文化・読書・スポーツの個別の分野計画では、「楽しさに気づき、深め、広げ、心豊かに生きる」を共通理念に掲げ、学校や関係団体、事業者が当事者意識を持って、様々な形で連携していくことが不可欠としています。 子どもたちが自分の意思で、他の活動よりも部活動や運動・スポーツをすることを選択し、活動に取り組むことは否定されるものではないと考えます。一方で、運動・スポーツだけが、子どもたちの自己肯定感を醸成する手段ではありません。 子どもたちが部活動や運動・スポーツ以外にも「やりたい事」を見つけた選択肢を広げるためには、小さな頃から、文化活動や社会活動などの様々な経験を保護者とともに積むことが必要です。そのためには、子どもの成長に合わせた様々な文化活動、家庭教育活動、運動・スポーツ活動の体験ができる場を提供するよう、学校教育とも連携し、事業検討、環境整備に努めていきます。 なお、各指標における年齢別のデータはありません。

番号	分野	意見（該当）箇所	意見概要	区の考え方
20	スポーツ	【第3部 施策③-3】 生涯スポーツ活動の充実と地域還元 【第3部 施策④-1】 人権尊重意識の啓発	運動場面でのハラスメント体罰について扱ってほしい。	本基本計画では、すべての人の人権が尊重され、偏見や差別のない社会実現を目標としています。 運動・スポーツの場面でも、子どもの頃から楽しさに気づくことで自己肯定感を醸成していくことが大切であるため、学校教育、社会教育における指導場面におけるあるべき指導者の姿勢についても、指導者講習会や研修などの機会を捉え取り組んでいきます。
21	男女共同参画	【第3部 施策④-2】 男女共同参画社会の推進	デートDVやDV相談窓口の充実についても検討してほしい。	区では、デートDV防止に関するリーフレットの配布や、中学校、高等学校において出前講座による啓発事業を行っています。今後は、リーフレットの配布数を増やすなど、さらなる周知を行っていきます。 また、男女参画プラザ女性相談室において、DVを含む身の回りを取り巻く様々な悩みに関して、専門のカウンセラーが親身になって相談に乗る体制が整っており、相談の内容によって、必要に応じ他機関につなげていく役割も担っています。今後は、相談者が気軽に相談できるよう、メールやSNSの活用についても検討していきます。活用にあたっては、区の基準を遵守したうえで加害者等に知られることなく相談できる仕組みを調査・研究していきます。
22	多文化共生	【第3部 施策④-3】 多文化共生社会の実現	外国人の自治会への参加、防災への参加、保護者会や個人面談への通訳派遣等も検討してほしい。	区では地域活動の活性化として町会・自治会への加入促進パンフレットを多言語で作成・配布しています。100言語以上に自動翻訳可能な足立区公式ホームページから加入申込も可能です。パンフレットには防災訓練参加についても記載し、外国人住民も含めた共助を見据えた町会・自治会への加入促進支援を行っています。 学校におきましては、区立小中学校全校へ音声翻訳機の導入を実施しています。また、日本語適応指導講師が通訳ボランティア登録し、派遣先学校で活動もしています。
23	衛生	【第3部 施策⑤-1】 感染症対策の充実	活動指標②（帰宅時に手洗いを実施している区民の割合）は、感染症予防の一つとしては具体的で良いと思うが、どのように成果を図っていくのだろうか。区民アンケート？誰を対象に？疑問が残ります。	区内在住の3,000人を対象とした足立区の世論調査（年1回）で成果を図っていきます。
24	衛生	【第3部 施策⑤-1】 感染症対策の充実	成果指標③に「区内の医療機関からの感染症発生届の期日内の提出率」とあるが、今までは期日内に提出されていなかったのかと少し不安になる。期日内ではなく、〇日以内など明確にした方がよいのではないだろうか。	疾患ごとに「直ちに」と「7日以内」の2種類があるため、素案では「期日内」としています。

番号	分野	意見（該当）箇所	意見概要	区の考え方
25	生活環境	【第3部 施策⑤-3】 消費者被害や特殊詐欺被害を未然に防ぎ、区民の暮らしを守る	「現状」の3つ目に令和元年の特殊詐欺の被害総額は約3億円…とあるが、足立区内だけで約3億円の被害があるならば、「区内で」などの表記を追加した方が、危機感をより表すことができると思う。	ご意見のとおり、「区内における令和元年の…」という表現に改めます。
26	生活環境	【第3部 施策⑤-4】 ビューティフル・ウィンドウズ運動のさらなる推進	粗大ごみの処分について、通常はゴミ処理券を購入し、所定の場所に搬出いたしますが、まちを歩くとかなりの粗大ごみが路上に捨てられ、放置されています。投棄された粗大ごみは、一定期間、警告シールを貼られた後、回収されているようですが、違反してもペナルティがないのであれば、粗大ごみの投棄は減らず、処理費の負担についても不公平感がぬぐえません。さらには、まちの美化の観点からも良いことではありませんので、関係機関とも連携して、徹底した取り締まりを望みます。	区では現在、粗大ごみに限らず、ごみ集積所に不法投棄及び不適正排出されたごみについては、収集時に警告シールを貼付しています。改善されない場合は、排出者を特定し個別に訪問した上で指導しています。なお、排出者が特定できない場合は回収しますが、ごみ集積所に注意喚起の通知の貼付や、ふれあい指導班による巡回を実施してご協力をお願いしています。 不法投棄の防止の観点からは、「不法投棄通報協力員3,330名」と連携し、不法投棄の通報・予防・啓発活動に取り組んでいます。また、総合受付である「不法投棄110番」を開設し、早期撤去を促進しています。さらに再発防止として、センサーライト、看板、防止シールの貸出を強化しています。 今後も関係機関と連携して不法投棄のない美しいまちあだちを目指していきます。
27	生活環境	【第3部 施策⑤-5】 反社会的団体等の排除	支援だけで効果があるのか疑問があり分かりづらい。	足立入谷地域オウム真理教（アレフ）対策住民協議会が活動しているということは、施設周辺住民の不安がまだに解消していないことを対外的に示すことでもあり、当該団体の観察処分更新や警察による周辺地域の警戒につながっています。そのため、住民協議会が継続して活動できるよう区が支援することで、反社会的団体の活動意欲を削ぎ、足立区からの撤退を促す効果があると考えています。

番号	分野	意見（該当）箇所	意見概要	区の考え方
28	高齢者福祉	【第3部 施策⑦-1】 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる、地域包括ケアシステムなどの体制の充実	<p>高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」体制の充実とありますが、国から自治体に地域内でサポートしていくシステムで「地域包括ケアシステム」の構築を求めるようになったと思います。背景には少子超高齢化、介護職の不足、介護保険のサービスだけでは高齢者は支えきれない状況になりつつある。PDCAサイクル、介護予防、社会参加、社会的役割を担ってもらい、心身の充実生きがいをもってもらう社会資源の発掘、介護予防につなげていく。</p> <p>地域でも頑張っていてボランティア活動、筋トレ、地域活動、等行って介護認定を受けていない高齢者もいます。でも地域包括ケアシステムにお世話にならないとは誰しもわかりません。区でもPRが必要かと思われ、体制の充実は素晴らしいので。</p>	<p>地域包括ケアシステムビジョンについては、多くの区民の方にご理解いただけるよう地域包括支援センターや介護事業者等の訪問時、各事業の開催時など、様々な機会を通じて更なるPRに努めると共に、モデル事業で作成した広報紙のほか、あだち広報特集号やホームページ、SNSなど多彩な手法により、着実に伝える工夫を実施していきます。</p>
29	高齢者福祉	【第3部 施策⑦-3】 高齢者、障がい者のセーフティネット（虐待対応等）と権利擁護	<p>成果指標①（高齢者虐待及び対応困難ケースの通報件数）、活動指標①（虐待以外の困難ケースの通報件数）について、困難ケースの通報件数は増えた方がよいのか、減った方がよいのか。目標値が増加目標となっているのは、通報されていないケースが多いとの判断からでしょうか。増加目標とするのであれば、通報件数だけではなく、成果指標②（障がい者虐待通報・相談件数）のように「通報・相談件数」としてはいかがでしょうか。</p>	<p>困難ケースの通報件数は、低減することが最終目標です。しかし、単身高齢者人口の増に加え、虐待の相談窓口の周知が進み、相談体制も整うことから、当面は増加するものとし増加目標としています。通報件数としたのは、困難ケースに確実に対応するには、課題を早期に発見し通報につなげることが不可欠だからです。なお、地域包括支援センターには疑いも含め高齢援護係への全件通報を徹底しており、通報されないケースはありません。</p>
30	防災	【第3部 施策⑨-2】 震災に備えた区民意識の向上と地域防災力の強化 【第3部 施策⑨-3】 水害の防止と水害に備えた区民意識の向上	<p>防災行政無線は、台風が間近に迫っているときや、場所によっては聞き取り難い所もあると思いますので、SNSやメールなどインターネットによる防災情報の提供に注力していけたらいいでしょうか。</p>	<p>風水害時に防災行政無線が聞き取りづらくなることについては、令和元年台風第19号の際に多くのご意見をいただきました。こうしたご意見も踏まえ放送内容をホームページで確認できるようにしたほか、電話でより多くの方が同時に聞き直しできるシステムへ「防災無線テレホン案内」を変更しました。</p> <p>災害時にはあらゆる手段で情報発信する必要があり、インターネットを活用した情報発信も非常に重要であると考えています。そのため、既存のA-メール、ツイッター、フェイスブックに加え、令和2年9月に災害情報発信を主目的としたLINE公式アカウントを開設しました。加えて、令和4年度から避難所の混雑状況や区内の被害状況が一目でわかる新しい災害情報システムの導入も予定しています。</p>

番号	分野	意見（該当）箇所	意見概要	区の考え方
31	防災	<p>【第3部 施策⑨-2】 震災に備えた区民意識の向上と地域防災力の強化</p> <p>【第3部 施策⑨-3】 水害の防止と水害に備えた区民意識の向上</p>	<p>震災・水害に備えた「自助」「共助」の意識を高める啓発活動や「公助」の限界も想定すべきであるし、発信してほしい。</p>	<p>現職員だけで全ての災害等に対応するのは不可能なことから、災害時に被害を最小限に留めるためには「自助」「共助」が必須であり、多くの区民の皆さまにその備えをしていただきたいと考えています。</p> <p>区では現在、「自助」「共助」の取組強化を図るため、訓練や防災講演会のほか、各種イベントの場を通じて広く啓発活動を実施しています。</p> <p>震災に関しては、『あだち防災マップ&ガイド』を改訂し、令和3年3月に全戸配付を予定しており、水害に関しては、感染症対策も踏まえ、分散避難の考え方の周知に力を注いでいます。</p> <p>今後ご意見のとおり、「自助」「共助」の意識を高める啓発活動を、多くの区民へ実施できるよう取り組んでいきます。</p>
32	防災	<p>【第3部 施策⑨-2】 震災に備えた区民意識の向上と地域防災力の強化</p> <p>【第3部 施策⑨-3】 水害の防止と水害に備えた区民意識の向上</p>	<p>防災については、外国人も巻き込む視点を導入したほうがよいのではないのでしょうか。他の区市町村では、防災訓練や自治会に外国人の参加が少ないことが課題として挙がっていました。</p>	<p>防災に外国人も巻き込むべき、訓練への外国人の参加が少ないというご意見につきましては、区としても同様に考えています。</p> <p>区では現在、『あだち防災マップ&ガイド』を多言語版でも作成し、事前の備えや災害時の行動について広く周知を図っています。</p> <p>また、外国人が多く集まるイベントにおいて、地震体験車を活用した防災体験訓練を実施する取組を行っています。</p> <p>今後、地域で実施する避難所運営訓練などを実施する際には、地域に居住する外国人の方にも呼びかけを行うなど、対応を推進していきます。</p>
33	防災	<p>【第3部 施策⑨-2】 震災に備えた区民意識の向上と地域防災力の強化</p> <p>【第3部 施策⑨-3】 水害の防止と水害に備えた区民意識の向上</p>	<p>避難場所について、高齢者、乳幼児、障害児者、ペット、外国人対応、基礎疾患の患者への支援などの視点も含めて検討をお願いします。</p>	<p>避難所において配慮を必要とする方への対応につきましては、必要なものと考えています。</p> <p>区では現在、水害時避難所運営手順書を作成し、地域の町会・自治会等で構成する避難所運営会議と学校、区職員とで避難所の開設・運営に向けた整備を進めています。</p> <p>その中で、ご意見に例示いただいた配慮を要する方やペットの対応についても記載し、専用のスペースを設けるなど事前に対応を検討するよう取り組みを進めています。</p> <p>今後、水害時だけでなく地震時を想定した手順書も作成し、配慮を要する方への支援や対応について、検討を進めていきます。</p>
34	まちづくり	<p>【第1部 P15】 第3章「基本となる考え方」第3節「安全で、活力と魅力のあるまちづくりの推進」</p>	<p>まちづくりには、ひと・くらしが密に関わるので、その融合分野についての推進についての記述が欲しい。ハードウェアだけでなく、こころとこころの思いの絆（見えないつながり）の推進関連含めたソフトウェア推進が望まれる。</p>	<p>ご意見のとおり、「安全で、活力と魅力のあるまちづくりの推進」の記述の中に、ソフトウェアの推進についての記述を追記します。</p>

番号	分野	意見（該当）箇所	意見概要	区の考え方
35	住宅	【第3部 施策⑩-3】 安心して住み続けられる住宅環境の整備	子どもを産み育てるためには、一定の居住空間が必要となります。一方、子ども達が独立し、子育てを卒業した高齢者世帯にとっては、コンパクトな住居を求める傾向もあると思われます。このような区民のライフステージに合わせた住み替えを区が民間事業者とも連携し、マッチング支援をすれば、転出抑制と子育て世代に対する施策になると考えます。例えば、子育ての終わった高齢世帯には、区内の駅に近いコンパクトな集合住宅などの住み替えを斡旋し、空いた間取りの広い住宅については、リフォームの上、子育て世代に提供すれば、区民の定住サイクル(子育て世帯と高齢者世帯の住居の交換)が出来、また空き家解消の施策にもなると思います。	区では現在、民間事業者と連携して、住み替えを希望する高齢者世帯と良質な住宅を希望する子育て世帯のマッチングなど、ライフステージに応じた住み替えに向けて窓口等で案内を実施しています。空き家の解消や適正管理の促進にも繋がるよう、普及促進を図っていきます。
36	地域経済	【第3部 施策⑫-2】 就労・雇用支援の充実	施策群のなかに、地域経済の活性化を進める施策として就労、雇用支援事業が実施されています。今後は、区内に働く場を確保するために、企業（事業所）誘致の施策を進めてはどうでしょうか。	区では現在、区内外に区の魅力や情報を積極的に発信することで、民間事業者の足立区への関心や進出意欲を高める環境づくりに力を入れて取り組んでいます。企業側の希望に沿う土地の確保など難しい問題もありますが、事業所開設を希望する企業からの相談や問い合わせがあれば、区として丁寧にお話をうかがっていきます。
37	協創	【第1部 P13】 第3章「基本となる考え方」第2節「協働・協創のさらなる推進」	協働から協創へ、基本計画とは言え区としての「ありたい像」を盛り込む必要があると思う。現在の協創は区民からの自由な発想に委ねており、協創が区民任せになっている。協創の土台を作るためにも協創の定義を策定し、協働と協創の隙間を埋め、多くの区民が協創として足立区の発展を支える礎になっていただけるようにすべきではないか。	協創の定義については、基本構想において「互いの個性や価値観を認めあい、ゆるやかにつながり支えあえば、より一層力を発揮することができる仕組み」と定義しています。 協働と協創の隙間とはグラデーションのように混じりあう領域と考えています。子ども食堂や食の支援など区の課題に挑む団体の活動事例をお示しし、多くの区民の方に理解をいただけるよう努めていきます。 また、必要な課題解決に向け、区が積極的に関連資源の結び付けを図っていきます。
38	協創	【第1部 P13】 第3章「基本となる考え方」第2節「協働・協創のさらなる推進」	「協働」から「協創」への発展について、区側からのコーディネート力だけでなく、区民側からの発信に対する受け手の力をつけることが、「協創」にとっては最も大切と思う。未だに協創が重点プロジェクトに根付かないのは、この視点が不足していると考えます。	区民側からの発信に対する受け手の力をつけることは、職員としても欠かせないスキルと認識しています。コーディネート力と受容力を伸ばすため、ワークショップやOJTで育成に取り組んでいきます。

番号	分野	意見（該当）箇所	意見概要	区の考え方
39	協創	【第3部 施策⑬-1】 協創推進体制の構築	「課題」の3つ目に、「課題を自分ごとで考え」、とあるが意図が分かりづらい。浸透しない理由をまた区民のせいに行っているのかと感じる。	「課題を自分ごとで考える」とは、地域の様々な課題に対して自分が何かできることがあるかもしれない、と捉えてもらいたいという意味です。しかし、協創の考え方が区民の方々に浸透しているとは言えません。協創の考え方を広げるためには、区職員自身が協創の理解を深め、自らの事業の中で協創をコーディネートしていく必要があります。そのため、今回の見直しにおいて成果指標②に職員の理解度を測る指標を追加しました。
40	地域活動	【第3部 施策⑬-2】 地域活動の活性化	住区センター利用者の増加を目指す、とあるが事業の実施数を増やしても多角的に発信しないとわからないのではないか。特にチラシは現地や回覧板のみでしか見られず、ネットでイベント開催などの情報をチラシの画像でもいいから常に確認できるようにしてほしい。	住区センターの事業等につきましては、地域の掲示板や回覧板の他に、区ホームページやSNSでも発信を行っています。チラシについては、「毎月のお知らせ」を令和2年度から区ホームページに掲載しており、各住区センターのイベント情報の確認ができるようになっています。
41	地域活動	【第3部 施策⑬-2】 地域活動の活性化	成果指標②（※）に「足立区を良いまちにするために何かの行動をした区民の割合」とあるが、「良いまちにするための何かの行動」が、具体的になくふんわりしていて分かりづらい。 ※施策⑮-1（魅力の発掘・創出とプラスイメージへの転換）の成果指標①-2の再掲	ここでの「行動」とは、団体や組織の一員として積極的にまちに関わることにとどまらず、家の前を掃く、落ちているごみを拾うなど、まちのために行う小さな行動も含まれます。その点が分かるように、計画に注釈を追記します。 世論調査では具体的な事例をお示ししながら、「まちを誇りに思う気持ち」を「まちに関わる行動」にステップアップさせる戦略を推進し、さらに誇れる足立への躍進を目指します。
42	行政運営	【第1部 P9】 第3章「基本となる考え方」第1節「持続可能な区政運営の推進」	基本となる考え方の中に「変化するニーズに応える区民サービスの推進」とあるが、シーズを掘り起こすなど、「深さ」方向についての記述があったほうが良い。	今回の計画の中で、新たにEBPMに基づく政策立案の推進について盛り込みましたので、今後は統計や調査等の数値を活用し、潜在的なニーズも見極めていけるようにしていきますが、まずは研修などを通じて職員にEBPMの考え方が浸透するよう力を注いでいきます。
43	行政運営	【第3部 施策⑭-1】 効果的かつ効率的な区政運営の推進	国でも、縦割り行政の打破について検討されるようですが、足立区においても、総合窓口など窓口集約化の推進について、検討されてはいかがでしょうか。	総合窓口については、足立区のような人口規模の場合、ワンストップにすると1か所に人が滞留し、「密」状態が発生してしまうため、できる限り区役所に足を運ばずとも様々な行政手続きが可能となるよう、オンライン申請の推進やそのハードルとなる押印の廃止、キャッシュレス決済の拡充などの取組を推進し、区民の利便性向上を図っていきます。

番号	分野	意見（該当）箇所	意見概要	区の考え方
44	行政運営	【第3部 施策⑭-2】 戦略的な人事管理・組織運営の推進	職員の健康の維持増進に関し、禁煙や適切な飲酒についての取組みをされたらいかがでしょうか。 特に適切な飲酒の勧奨については、健康増進と併せて、お酒に起因する飲酒運転やわいせつ事案などの不祥事も報道されていますので、職員の綱紀粛正にもつながる施策だと思います。	職員の禁煙や適切な飲酒についての啓発は、現在、職員向けの「健康だより」や「健康講演会」等を通じて行っています。今後も引き続き、健康増進の観点だけでなく、不祥事を抑止する視点からも、様々な啓発を行ってまいります。
45	シティプロモーション	【第3部 施策⑮-1】 魅力の発掘・創出とプラスイメージへの転換	特に、視点を区外に向けて、ボトルネック的な足立区のネガティブなイメージを払しょくするプロモーションを期待いたします。 多様性を認めるまちの文化や町工場が多い地域特性からすると、アーティストが集う、芸術的センスのあるおしゃれなまち(ものづくりのまち)として、PRし、プロモーションしてはいかがでしょうか。	現在も報道機関へのリリース、区ホームページ、SNSなどでプラスの情報発信に取り組んでいます。今後も継続して区の情報を積極的に発信することで、現在の足立区を多くの方に知っていただく機会を創出するプロモーションを展開していきます。 区民参加型のアートプロジェクト「音まち千住の縁」（区・藝大・NPO等との共催事業）の活動や、元銭湯とボーリング場、空き家をリノベーションした民間施設がオープンし、現代アートの展示やパフォーマンスが展開されるなど、千住を中心にアーティストが集うまちの風土ができてつつあります。また、町工場が多い地域特性をおしゃれなものづくりのまちとリンクさせるには、新たなアイデアや企画が必要であるため、今後可能性を探ってまいります。
46	税・保険料	【第3部 施策⑯-2】 自主財源の確保	税負担の公平性を確保するためには、滞納整理の取組みは重要です。方針においても、複線型人事制度の活用が触れられていますが、警察職員や国税職員の派遣・採用についても、検討してはいかがでしょうか。	区では現在、4公金の徴収対策として国税OBや地方自治体等での滞納整理経験者を会計年度任用職員として採用し、徴収業務の強化や職員のスキルアップに取り組んでいます。
47	公共施設	【第1部 P18】 第3章「基本となる考え方」第4節「戦略的な公共施設マネジメントの推進」	色々なマイノリティ、障がい者、外国人などへの「やさしい」施設、対応なども記述したらどうか。	区では「公共建築物整備基準」に基づきユニバーサルデザインやバリアフリーの施設整備に既に取り組んでいます（音声誘導装置やフラッシュライトの設置、誰でもトイレの整備等）。ハード面だけでなくソフト面でも複数外国語表記やピクトグラムを導入するなど、利用者に優しい施設とすることは、記述するまでもなく根底にある責務と考えています。
48	SDGs	【第2部 P34】 第5章「SDGsの理念を踏まえた施策の展開」	SDGsとのマッピングのアイデアは良いが、重点が見えないマッピングではアピール力がない。もう少し○、△とかウエイト付けなど表現できないか。	現在のところ、区としてSDGsの一部に特化して施策を進めていくという方針ではありませんが、これまで力を入れてきたボトルネック的課題である「貧困」「健康」「学力」の関連と「気候変動」「環境」など地球規模の課題に関するものは特に重要と考えていますので、この点についての記述を追記します。

番号	分野	意見（該当）箇所	意見概要	区の考え方
49	その他	【第3部 施策③-1～④-4】	7つの柱立て2つ目「自ら考え行動し、その成果を地域に活かす人」とありますが、「その成果を地域に活かす」という視点をもっと施策の中に位置づける必要はないでしょうか。	基本計画には、各施策ごとに、特に力点を置いていく部分を掲載しているため、柱2のすべての施策に「その成果を地域に活かす」視点の記述はありませんが、それぞれ協働・協創の理念のもと、個別計画などにおいて「ひとづくり」と「地域への還元」を念頭に置きつつ、事業を展開しています。
50	その他	【第1部 P3】 第2章「基本計画とは」第1節「基本計画の位置づけ」	図1の左側あたりに、4つの視点「ひと」「まち」「くらし」「行財政」をやさしい解説付きで入れて、このピラミッドとの関係を表せると良い。	ご意見のとおり、図1に足立区基本構想における4つの視点との関係性がわかるよう追記します。
51	その他	【第2部 戦略的な施策体系】	第3部の「施策の内容」に比べ、第2部の「戦略的な施策体系」が説明不足だと思う。第1章から3章まで、もう少し分かり易く丁寧な解説が欲しい。内容が良いだけに説明不足は残念である。	第2部の第1章から第3章については、キーワードでイメージをつかんでいただけるよう、説明を極力省き、簡潔なものとしておりますが、さらに詳しく知りたい方のために、第1章については、基本構想がご覧いただけるQRコードをページ内に配置します。また、第2章については、各柱で取り組む施策は第3部において詳しく記載されていることを追記します。
52	その他 (感想)	【第3部 施策の内容】	施策内容の現状、課題、方針については概ねよく記述されていると感じました。	
53	その他 (感想)	【全体】	最近耳にしたSDGsをこんなに区政に落とし込んでいて感心致しました。	
54	その他 (感想)	【第1部 P9】 第3章「基本となる考え方」第1節「持続可能な区政運営の推進」	持続可能な区政を推進することはとても重要です。足立区の魅力に寄与すると考えます。	—

足立区人口ビジョン改定版及び第2期足立区人口ビジョンを実現する総合戦略（素案） のパブリックコメント意見に対する区の考え方

* 概ね本編の構成順に並んでいます

番号	分野	意見（該当）箇所	意見概要	区の考え方（案）
1	課題設定	【全体】	「人口増が良い。減が悪い」という考え方や課題設定自体に違和感がある。人口は少なくても「暮らしの中で苦しみや不安なく心豊かに楽しく仕事をしたり生活ができる」足立区であればよく、そこを第一に焦点を当てた評価にしたい。	区民福祉・社会基盤・区民サービスを担保するための歳入や社会活力の観点から、一定の人口規模は維持すべきと考えます。住みよい足立区を実現していくことで、出生増・転入増を図り人口規模を維持していくとともに、区民の皆様の生活の質も高めていきたいと考えています。
2	課題設定	【全体】	人口増が目的の言葉「人口ビジョン」が多く広がると、産まない人、産めない人は否定されている気持ちにならないかが心配。	人口ビジョンは、2060年の人口イメージを示しつつ、そこから逆算をして施策を検討していくものであり、人口増のみを目的としているわけではありません。各施策を行う際も「産まない人」「産めない人」が否定的な気持ちをいだくことがないように、配慮を十分に行いつつ進めていきます。
3	自然増減	第1章 第2節 自然増減 【1 概況】	出産や育児については、働く職場の環境や条件に多分に影響される。そして何よりも、職場の理解と協力が必要不可欠である。行政としては、事業者への啓発に努め、福利厚生の実施などを働きかけていくことが望まれる。	ご意見にあるとおり、生み育てやすい環境の整備は重要と考えています。区ではワークライフバランス推進企業認定事業を通じて、出産や育児に協力的な企業の拡大を図っています。当該事業を通じて、出産・育児への職場の理解促進を図っていきます。
4	自然増減	第1章 第2節 自然増減 【1 概況】	区内には、不妊や不育症に悩む方もいると思う。国では不育症について、補助を拡充する方針を示したが、不妊治療や不育症について、区独自の取組を検討してみてもどうか。	ご意見にあるとおり、不妊や不育に悩む方も増えています。不妊治療については、東京都において助成事業を実施しており、区では当該助成を受けた方に対して、50,000円または25,000円を上限に上乗せ助成を行っています。今後も当事業を適切に実施していきます。
5	自然増減	第1章 第2節 自然増減 【1 概況】	産みたくても産まない選択をしている人の課題は、ASMAP事業で解決していくべきではないか。	ASMAP事業では、妊娠届及びアンケートの回答内容から支援が必要な妊婦を把握し、訪問や面接・電話などできめ細やかに妊産婦への指導や助言を実施しています。そのため、産まない選択をしている人とは施策のターゲットが異なります。個人の意向を把握するのは難しいですが、適切な施策を検討していくためにも、まずは出産に関する意向を把握できるよう検討を進めていきます。

番号	分野	意見（該当）箇所	意見概要	区の考え方（案）
6	自然増減	第1章 第2節 自然増減 【2 15～49歳の女性人口】	生産年齢人口の女性を対象とした区主催の街コン（婚活サービスの提供）によって男性との出会いの場を提供するのはどうか。アンケートや世論調査からそういう希望が女性のほうから出ているのであれば、実証実験して効果を測定するとか、他企業との協働で上記のようなサービスを提供してもらった上で結果を測定するなどしてはどうか。 なお、ウィズコロナ、アフターコロナ状況下ではオンラインでの街コンか少人数で多開催とする必要がある。	区では、結婚に対する考え方や婚活についての、アンケートは実施していません。 しかし、東京都が平成30年に実施した調査によれば、25～34歳の方が独身でいる理由のうち、最も大きな割合を占めるのは、男女ともに「適当な相手にめぐりあわない」となっています。区としては、先行自治体の取組や国の調査結果などを参考にしながら、どのような支援が効果的なのか研究していきます。
7	自然増減	第1章 第2節 自然増減 【3 未婚化・晩婚化】	未婚化については、お見合いの仕組みがなくなったことも要因ではないか。社会的に出会いの場を用意する必要性を感じている。	東京都が平成30年に実施した調査によれば、25～34歳の方が独身でいる理由のうち、最も大きな割合を占めるのは、男女ともに「適当な相手にめぐりあわない」となっています。区としては、先行自治体の取組や国の調査結果などを参考にしながら、どのような支援が効果的なのか研究していきます。
8	自然増減	第1章 第2節 自然増減 【3 未婚化・晩婚化】	高学歴化、男女共同参画、多様な生き方が認められることなどから初婚年齢が高くなるのは致し方ない。しかし、子どもを持つことは思い通りにはならないかもしれないことから、子どもを授かりたいのなら逆算して結婚を考えて欲しい。	妊娠については、医学的に最も妊娠しやすいと言われている年代がある一方で、医療技術の進歩により従来は高齢出産とされていた年代でも比較的多くの子どもを出産しています。区としては、専門家の意見も聞きながら正しい情報発信に努めていきます。
9	自然増減	第1章 第2節 自然増減 【4 晩産化】	晩産化という言葉初めて見た。昨今見聞きする卵子の老化についての知識を妊娠適齢期の女性にも知って欲しい。	
10	自然増減	第1章 第2節 自然増減 【4 晩産化】	「第一子出生時における母の平均年齢の推移」が東京都よりも低い（若い）全国平均に近い数値になっている点（初婚年齢はそれほどほどの違いがないのに）はなぜなのか興味深い。	詳細な分析は行っていないですが、区は三世帯同居の割合が23区内では高く、出産に関して家族のサポートが得られる可能性が高いことも一因と考えています。
11	自然増減	第2章 現状と課題	現状、課題については概ね的確な分析がされていると感じるが、ひと分野の現状①の課題として未婚化・晩婚化の対策も盛り込んで欲しい。	内閣府が平成26年に行った調査によれば、将来結婚希望のある未婚女性のうち、約4割の方が結婚生活を送る上での不安要素として「出産・子育て」を挙げています。 そのため。出産・子育て不安を解消することは、結婚へのハードルを下げることもつながると考え、課題には主として出産・子育て施策について記載しました。未婚化・晩婚化については、人口ビジョンでも示したとおり、結婚に対する考え方の変化など様々な要因が考えられることから、引き続き効果的な施策について検討していきます。

番号	分野	意見（該当）箇所	意見概要	区の考え方（案）
12	自然増減	第3章 第1節 目標値	合計特殊出生率は現実的な目標として「1.40」を挙げているが厳しいと思う。子どもを持つメリットを拾い上げたり、生み出したりして（施策を含め）発信することから始めてはどうか。	区の合計特殊出生率は、令和元年で1.19と1.40を大きく下回る状況にあり、達成が容易であるとは考えていません。子育ての楽しさを伝えたり、育児の不安を解消していくような情報を積極的に発信するなど、あらゆる施策を総動員して、出生率の向上を図っていきます。
13	自然増減	第3章 第2節 目標値の設定理由	希望出生率の引き上げについて、もっと子どもを生みやすい環境を整えていくことも必要ではないか。妊娠・出産にかかる費用などの経済面の不安解除、保育施設の待機児童解消など。経済的不安も晩婚の要因の1つかと思う。晩婚化にともなう晩産を減らすためには、経済基盤が弱いと思われる若い世代でも出産子育てしやすい足立区になるとよいのではないか。	妊娠・出産については、所得税額が一定額以下の方に対する出産費用の助成や、出産一時金の支給などを行い経済面の支援を行っています。また、保育施設の待機児童は、令和2年4月現在で3名とほぼ解消しています。上記のような施策を含め、若い世代でも出産・子育てしやすい都市を目指し、引き続き施策を展開していきます。
14	自然増減	第3章 第3節 目標値をめぐる状況 【1 合計特殊出生率】	<p>出生率の低下については、以下のような課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産を躊躇する理由は核家族化の要因も大きい。実家や親族などの手厚い協力が得られれば体力や年齢問題での子育てはそこまで問題でない。 ・ 行政や民間事業に頼るのが難しい生後半年までの安心して頼める保育サポートがほぼない。 ・ 保育が気軽に頼めない（ファミサポなどは事前申し込みや予約、面談などの手順が必要。足立区産後ケア（デイサービス型）事業も週一と少なく利用時間帯も日中なので、大変な夜の利用ができない。 ・ 都内の産後ケアセンターが少ない（産後数ヶ月の不安定な時期を1人で乗り越えるのは困難。近隣にも少なく、あまり口コミも良くない。区内にはない。） <p>これらの課題について、以下のような施策を展開したらどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊型や育児コアタイムの夜間も利用が可能な産後ケアセンターなどがあれば解決できるのではないか。 ・ 母親たちの夜間授乳・育児時の孤独感はとても大きいので、児童館などをその時間帯に解放し、母親同士で集まることができると、辛い期間も乗り越えられ、出生率の上昇につながるのではないか。 	負担や不安の大きい妊産婦への支援は、区としても重要施策として、力をいれて取り組んできました。特に近年は全妊婦向けの足立区スマイルママ面接事業や全産婦向けのデイサービス型産後ケアにより、全ての妊産婦の負担・不安軽減を図っています。ご意見にあるとおり、負担の大きい産後直後の支援拡充についても検討していきます。

番号	分野	意見（該当）箇所	意見概要	区のお考え方（案）
15	社会増減	第1章 第3節 社会増減 【3 社会増減の内訳】	若い世代の大幅な転入超過による社会増という点は23区全体と同じ特徴を示していて、大きな期待が見込まれる。 しかし、0～9歳の転出が増加傾向という点が気になる。小学校入学を見据えて居住地を決めることが想像されるが、急増の要因は他にも何かあるように感じる。なお、周辺自治体への転入・転出については近隣地区であることと転入が多い点から手を打つ必要性は低いのではないかと。	ご意見にあるとおり、子育て世代の転出超過については、複数の要因が考えられます。区では、令和三年度の実施予定の転出入者向けのアンケート調査を通じ、効果的な施策を検討していきます。
16	社会増減	第1章 第2節 自然増減 【2 15～49歳の女性人口】	女性の人口が減少傾向にあるのは、治安の問題も1つではないか。足立区の治安はよくなっているが、その情報が広く公開されていないため、過去の実績と思い込みによって転出するケースもあるのではないかと。	15～49歳の女性人口が減少傾向にあるのは、人口ピラミッドで示したような全体の人口構造の問題が大きいと考えていますが、子育て世代など一部の世代で転出超過が生じているのも事実です。 令和2年の世論調査によると「治安が良い」と感じる割合は61.6%で過去最高を記録し、確実に体感治安は向上しています。しかし「治安が悪い」と感じる20～40代の女性は、男性より高く、特に20代の女性では41.3%が治安に不安を感じていることも見受けられます。今後も引き続きシティプロモーション課をはじめ、全区を挙げて区民に治安回復を周知し、安全安心のイメージの向上に努めていきます。
17	社会増減	第1章 第3節 社会増減 【2 地域別の内訳】	地域ごとに特性が異なるのは理解しているが、地域ごとの増減状況は書いてあるがそれぞれの分析状況が書かれていないため、まずは区の調査状況を教えて欲しい。	各地域ごとの増減要因について、個々に分析はしていませんが、各地域の増減状況から見られる共通項として、交通利便性に加え、マンションや団地などの整備状況が転出入に影響していると考えられます。
18	社会増減	第1章 第3節 社会増減 【2 地域別の内訳】	学生を活用してはどうか。具体的には、人口減少化の場所に学生が住みやすい安い物件を用意するなどを検討してはどうか。他の自治体で行っているような、学生には安価な住居を用意し、住居の値段を下げる代わりに地域活動などを義務付ける、等の施策を検討してはどうか。	人口減少の地域に対する直接的な事業ではありませんが、区と区内大学の連携において、大学生が小学校に向かい児童向け事業や大学生が区内企業と交流する事業等を積極的に実施しています。そのような交流の中で、区に対する関心や愛着を深めてもらい、在学中や卒業後でも、足立区に住むという選択の可能性が高まることを期待しています。 家賃助成や地域活動への参加を条件とする学生向けの支援策の実施は現在のところ考えていませんが、区内在住か否かに関わらず、地域交流に参加する大学生の意見をよく聴くことにより将来の定住化につながる施策の立案につなげていきたいと考えています。
19	社会増減	第1章 第3節 社会増減 【3 社会増減の内訳】	転入と転出の実際のデータを確認していないので分からないが、例えばRESASを使用してどのような年齢層の転出が多いのか分析が必要ではないかと。	15頁に記載のあるとおり、5歳階級別でみると、0～9歳及び30～39歳の世代が転出超過となっています。

番号	分野	意見（該当）箇所	意見概要	区の方考え方（案）
20	社会増減	第1章 第3節 社会増減 【3 社会増減の内訳】	子育て世代の転出について、アンケートや世論調査の結果はどのようにになっているのか。保育園や幼稚園の施設数の問題なのか、質の問題なのか、周りの環境や交通、仕事の問題なのか、どのような問題なのか調査しているのであれば教えて欲しい。	区では、転出者向けの調査を行っておらず、子育て世代の転出要因は把握できておりません。令和3年度に実施予定の転出入者向けのアンケートにおいては、ご意見にあるような項目をはじめ質問項目を検討し、転出要因の把握を目指していきます。
21	社会増減	第1章 第3節 社会増減 【3 社会増減の内訳】	<p>転出超過の要因は、以下のようなところにあるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産して子どもがまだ幼いうちはいいが、成長するにつれ手狭になってくると引越しを考える。住宅購入も視野に入れると理想とする広さの家は足立区でも高くなる。そのため多少不便でもゆとりある暮らしをしたいと草加市などの郊外へ転出していくのではないか。 ・ 保育無償化などの恩恵を受けた後（小学生以降）は、足立区に住むことにあまりメリットを感じない。足立区内に住まなくても足立区の大学の幼児教育イベントや施設は利用できる。未就学児までの間は近所にそういう施設やイベント開催などが無いと利用しにくいので、それまでは区内にいるが、子が成長して活動範囲が広まった暁に転出していくのではないか。 <p>そのため、転出超過を抑制するためには「足立区でしか得られないメリット」を構築していく必要があるのではないか（同性者のパートナーシップ制度のように、足立区独自のもの）。例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「未婚」の出産・子育てサポートの更なる充実 ・ 不妊治療助成やサポート ・ リノベーション中古物件の充実（外観は古いけれどおしゃれな内装のマンションなど） ・ 足立区民優待サービスの充実（イベント参加優先や区民優待年パスなど） ・ 外国人家族の住みやすい街・サポート体制の充実など（まだまだ外国人家族は孤立しやすと感じる） 	転出要因については、令和三年度に実施予定の転出入者向けアンケートにより把握をしていきたいと考えています。ご意見にあるとおり、「足立区でしか得られないメリット」の構築についても、アンケート調査の結果も踏まえながら検討していきます。
22	社会増減	第1章 第3節 社会増減 【3 社会増減の内訳】	<p>子育て世代の転出超過傾向については、区のネガティブ要因であるボトルネックの解消について、現状では、成果・実現の途上にあるためだと思われる。</p> <p>足立区のブランドイメージがポジティブに転換し、足立に住むことが、子どもの教育などにとってプラスとなり、またステータスにもなれば、子育て世代の転入や定住志向が高まると考える。足立区のブランドイメージを高めるための施策を展開し、これを区外の子育て世代に向けてプロモーションしていくことが重要ではないか。</p>	区では、ボトルネック的課題の解消に向けて重点プロジェクト事業の設定等を通じて施策を展開してきました。ご意見にあるとおり、施策の実施だけでなく当該施策により区がどのように改善したのか、という点についても積極的に発信し、区のブランドイメージの向上に努めていきます。

番号	分野	意見（該当）箇所	意見概要	区のお考え方（案）
23	社会増減	第1章 第3節 社会増減 【3 社会増減の内訳】	15頁の内容から、学校教育段階になると他の区に移る人がいることが読み取れるが、幼児教育・学校教育の質の高さや現在行っている取組を積極的に発信することを明記してはどうか。教育委員会の方々と話す機会があるが、情報を発信する意欲に乏しいように思う。また、周りの区民と話していても足立区の教育の工夫などについては知らない人が多い状況にある。加えて、保育園時代は足立区に子どもを通わせるが、子どもが小学校に上がる機会に文京区に移ろうという声を聞く。	区のシティプロモーション戦略の一つとして、区の情報が効果的に区民に届くよう、制作する広報物等のブラッシュアップ、ターゲットに応じた配布先や情報発信媒体の工夫などに全庁を挙げて取り組んでおりますが、ご意見のとおり、職員（所属）によって情報発信力、意欲格差がやや見受けられます。情報発信の意義やテクニック等を外部講師から学ぶ実践的な研修など「情報発信力強化」の取組を全庁で継続し、今後も、職員一人ひとりの意識改革に取り組んでいきます。
24	外国人人口	第1章 第3節 社会増減 【5 外国人人口の推移】	外国人人口が23区では3位で3万人超という事実（約20人に1人は外国人）に驚いた。ベトナム国籍の近年増加傾向は足立区に限ったことではないようだが、知らなかった。外国人人口の増加については、住みやすさの現われと前向きに捉えたい。	外国人人口については、今後も増加が見込まれます。区では現在、多文化共生推進計画に基づき、多言語翻訳機の活用や日本語ボランティア教室を開催しています。外国人が安心して暮らせる都市の実現に向けて、引き続き施策を展開していきます。
25	仕事	第1章 第4節 労働人口 【1 就業者数】	生産年齢の人でも働かない人（ニート）の課題は相談支援（くらしとしごと）事業の充実で解決していくべきではないか。	生産年齢人口の減少が見込まれる中でも、社会の活力を維持していくために、就労支援は重要な課題と捉えています。区では、生活困窮者に対する伴走型の就労支援やハローワークと連携した就労支援を実施してきました。コロナ禍においては、雇用情勢の一層の悪化が見込まれますが、区民の皆様の生活を守るためにも、引き続き就労支援の充実に取り組んでいきます。
26	定住	参考資料 【5 区民の定住意向】	街コンは生産年齢の男性や女性に対して、足立区の魅力を知ってもらい定住につなげる目的もあるので、企画は区内企業やSNS企業との協働で進めてはどうか。また、この事業が成功すれば、生産年齢人口のアップ、税収のアップ、まちの活性化、企業参入といった相乗効果が期待できるので、企業誘致にもつながるのではないかと。	街コンについてですが、先行自治体においては、地元の様々な飲食店をめぐる交友を深めるイベントや、地域の自然を活かしてレクリエーション・バーベキューを行う婚活パーティなど、魅力発信と合わせた結婚支援の取組も行われています。足立区には、商店街や銭湯、寺社など多くの魅力があることから、これらを活用する視点も含めて、効果的な結婚支援策について研究していきます。
27	定住	参考資料 【5 区民の定住意向】	20代の定住意向がやや低い要因としては、就職や家庭からの独立に伴う転出も考えられる。若者も住みやすい環境、区内での働きやすい環境を見直してみるのはいかがでしょうか。	転出要因については、令和3年度実施予定の転出入者向けのアンケートにて把握していきたいと考えています。こちらの結果を受けて、区の施策についても検討していきたいと考えています。
28	定住	参考資料 【5 区民の定住意向】	区民の定住意向の全体の数値は80%近くあることを知り、区のポテンシャルはまだあると思った。	区では、毎年実施する世論調査にて、区民の定住意向について確認しています。定住意向については、上昇傾向にあります。若い世代で低い傾向が見られるため、当該世代にフォーカスして転出入アンケートを実施していきます。

足立区国土強靱化地域計画（素案）のパブリックコメント意見に対する区の考え方

番号	分野	意見（該当）箇所	意見概要	区の考え方
1	リスクシナリオ	【第2章 P200】	リスクシナリオ2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足は、「等」が3回も使われており、内容が把握しにくいので、削除できる部分は「等」を省いた方がよいと思う。	ご意見のとおり修正します。
2	その他	【全体】	「足立区国土強靱化地域計画」の名称が物々しいです。何故か戦を連想していました。	国土強靱化基本法において「国土強靱化地域計画を定めることができる」と規定されており、東京都をはじめ近隣自治体においても本名称を使用しています。
3	その他	【第3章 P238】	「優先順位づけ」と「計画の見直し」が明記されていて安心感がある。柔軟な発想で対応してほしい。	ご意見のとおり、いかなる災害がおきても被害を最小限に抑え、いち早く復興できるよう、できる備えを着実に進め、有事の際には柔軟に対応していきます。
4	その他	【全体】	優秀な職員の皆様が区民の様々な状況を想定し、思いをめぐらせて考えた計画を誇らしい気持ちで拝見させていただきました。現実には想定通りにはならないかもしれませんが、災害に対しては「備えあれば患いなし」大げさくらいでいいと思います。	

総務委員会報告資料

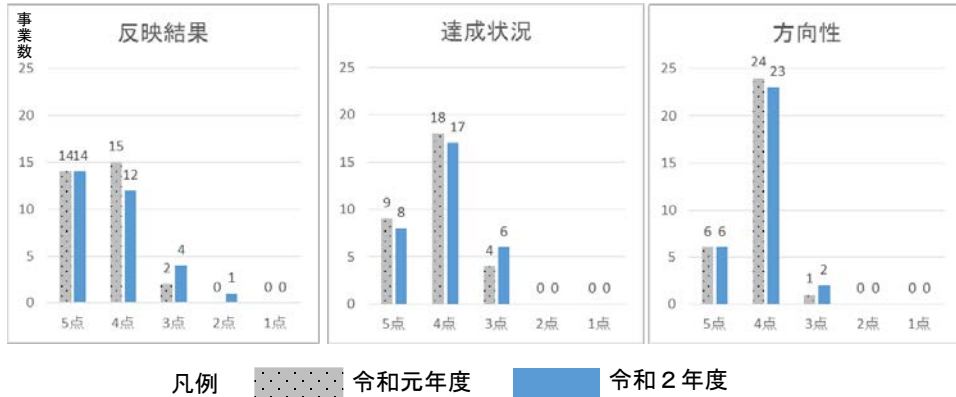
令和3年2月25日

件名	令和2年度区民評価（令和元年度事業実施分）の実施結果について															
所管部課名	政策経営部 政策経営課・財政課															
内容	<p>令和2年度区民評価（令和元年度事業実施分）の実施結果について、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 区民評価委員会の活動経過</p> <p>(1) 活動期間：令和2年8月6日から令和2年12月18日まで (2) 活動回数：全体会3回、各分科会20回の合計23回 (3) 評価の対象：重点プロジェクト事業（31事業） 一般事務事業（7事業）</p> <p>2 令和2年度の運営手法の主な変更点</p> <p>(1) 会議室内の3密を避けるため、オンライン会議システムを導入し、評価活動についてリモートによる参加を可能とした。 (2) 限られた期間の中で適切に評価を行う必要があったため、評価対象事業を約半数に絞込んだ。評価対象事業の選定は、区民評価委員会各分科会長へ意見を伺い決定した。</p> <p>3 重点プロジェクト事業および一般事務事業の評価結果</p> <p>(1) 重点プロジェクト事業</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 5段階評価の結果(評価を実施した31事業の平均点数)</p> <table border="1" data-bbox="432 1503 1390 1747"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反映結果に対する評価</td> <td>4.39</td> <td>4.26</td> </tr> <tr> <td>目標・成果の達成状況への評価</td> <td>4.16</td> <td>4.06</td> </tr> <tr> <td>今後の事業の方向性への評価</td> <td>4.19</td> <td>4.13</td> </tr> <tr> <td>全体評価</td> <td>4.31</td> <td>4.24</td> </tr> </tbody> </table> <p>※個別事業の全体評価結果については、別紙のとおり</p>	評価項目	令和元年度	令和2年度	反映結果に対する評価	4.39	4.26	目標・成果の達成状況への評価	4.16	4.06	今後の事業の方向性への評価	4.19	4.13	全体評価	4.31	4.24
評価項目	令和元年度	令和2年度														
反映結果に対する評価	4.39	4.26														
目標・成果の達成状況への評価	4.16	4.06														
今後の事業の方向性への評価	4.19	4.13														
全体評価	4.31	4.24														

イ 5段階評価の分布状況(数値は事業数) ※()内は前年度

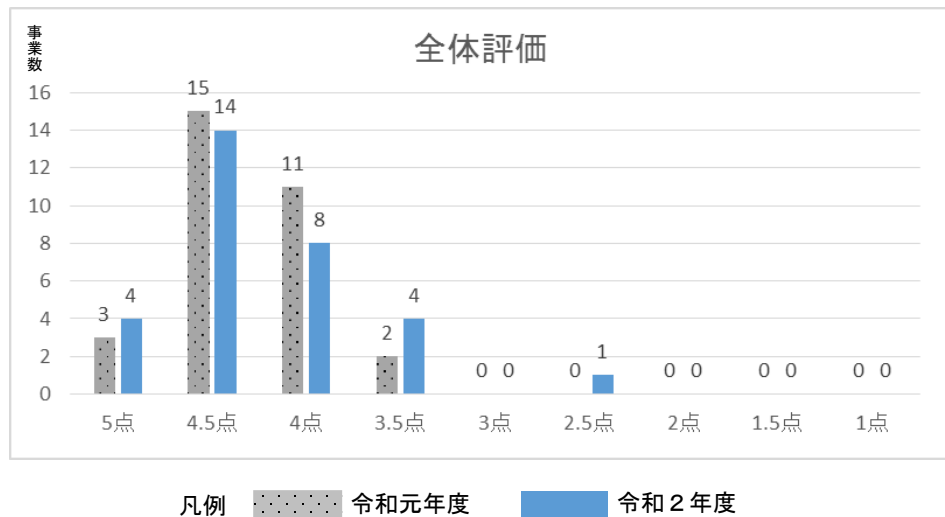
評点	5	4	3	2	1
反映結果	14 (14)	12 (15)	4 (2)	1 (0)	0 (0)
達成状況	8 (9)	17 (18)	6 (4)	0 (0)	0 (0)
方向性	6 (6)	23 (24)	2 (1)	0 (0)	0 (0)

●分布図



評点	5	4.5	4	3.5	3	2.5	2	1.5	1
全体評価	4 (3)	14 (15)	8 (11)	4 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

●分布図



ウ 分科会からの主な提言(一部抜粋)

各分科会からの主な提言は、以下のとおり。なお、詳細は、別添資料「足立区区民評価委員会報告書(抜粋版)」を参照。

(ア) 積極的なアウトリーチへの期待

- ① 区政の課題を解決する際は、情報や支援を必要としている人に積極的にアプローチする「攻めの姿勢」を期待したい。

- ② 積極的なアウトリーチにより区の課題を区民が自分事として捉えることが出来たならば、協創の下地となる。

(イ) 区民の「安心・安全」につながる「優れた取組事例（グッドプラクティス）」を記録する重要性

- ① 人事異動等により「優れた取組事例が引き継がれるか」が心配。5年後、10年後の担当者が活用できるような記録を残していくことも重要ではないか。
- ② 各事業の「優れた取組事例」をまとめ、研修等に活かすこともできるのではないか。

(ウ) 「協創」を担う豊富な人財の発掘

- ① 協創を支える多様な人材を育てるため、重点プロジェクト事業が果たすべき役割や課題を考えてみる必要があるのではないか。多様な人材が活躍する所で成果が上がる。
- ② 多様な人材が活躍できるよう、勤労者や外国人など居住者以外にも行き届いた施策の展開が必要ではないか。

(2) 一般事務事業

ア 評価対象事業一覧

番号	事務事業名
1	コールセンター事業
2	農地の維持・整備事業
3	生活保護費給付事業施行事務（包括的就労支援事業）
4	環境衛生営業許可監視指導事業
5	環境保全普及啓発事業（地球環境フェア等）
6	水害対策事業
7	青少年対象の事業および指導者の育成・支援事業（中高生の居場所づくり）

イ 評価結果の要旨（一部抜粋）

(ア) 事務事業の活動量・活動結果を測る指標の適切な選択について

- ① 指標としては、豊かな区民生活の実現に結び付く活動の「状況」と「結果」を、より正確に表すものが望ましい。
- ② 区の「主体的」な活動の状況を「直接的」に表す指標を設定することが望ましい。

(イ) 費用効率性を高めるための IT の活用

- ① 足立区では、あだち広報やホームページや SNS を活用しているが、周知度の向上だけでなく、費用効率性の観点からも、IT 活用を検討してはどうか。
- ② 頻繁に尋ねられる質問への回答をデータベース化し、AI やチャットツールを用いて自動化することで、人件費や業

	<p>務委託費を抑えながら、対応の即応性を向上させることができるのではないか。</p> <p>(ウ) 第3は、ウイズ・コロナ、アフター・コロナの時期のイベントのありかたについて</p> <p>① 当面の間、一度に大人数が集まる大型イベントの開催は困難であると予想される。今後は、参加者を限定し、より直接的に参加者に働きかける方法を模索する必要がある。</p> <p>② イベントをオンラインで開催するといった方法や、イベント以外でも、オンラインでの話し合い、つながりを模索できる事業もあるのではないかと思われる。</p> <p>(エ) 学校教育、自治会との連携の重要性</p> <p>① 人口高齢化もあって、事業に若い世代が参加しやすい環境を整えることが、いっそう重要になっている。若い世代に興味を持ってもらうための試みを行ってはどうか。</p> <p>② 災害対策では、住民同士で避難を呼びかけあえる仕組みづくりのために、自治会との連携も重要なのではないか。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>「区民評価委員会報告書」は、関係機関に配付するとともに、ホームページや区内図書館等で公表していく。なお、令和2年度の「行政評価報告会」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を中止する。</p>

個別事業別の全体評価結果一覧（評価結果順）

No.	事業名称	全体評価					前年度比
		H28	H29	H30	R1	R2	
31	生活困窮者自立支援事業	5	5	5	5	5	→
36	防災まちづくり事業の推進(密集市街地整備・不燃化促進・細街路整備)	4	4	4.5	4.5	5	↑
54	情報発信強化事業(各種広報媒体の充実・情報発信力の向上等)	5	4.5	4.5	4.5	5	↑
56	シティプロモーション事業	5	4.5	4.5	4.5	5	↑
5	発達支援児に対する事業の推進	-	4	4.5	4.5	4.5	→
6	不登校対策支援事業	4	4	4.5	4.5	4.5	→
13	学童保育室運営事業	4	4	4.5	4.5	4.5	→
14	あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト(ASM)の推進事業(妊産婦支援事業、こにちは赤ちゃん訪問事業、3~4か月児健診事業)	5	5	4.5	4.5	4.5	→
16	養育困難改善事業(児童虐待対策等)	4	4	4	4	4.5	↑
17	ひとり親家庭総合支援事業	-	-	3.5	4	4.5	↑
21	ビューティフル・ウィンドウズ運動(地域防犯力の向上)	5	4	4.5	4.5	4.5	→
22	生活環境保全対策事業(ごみ屋敷、不法投棄、放置自転車対策)	5	5	4.5	4.5	4.5	→
26	ごみの減量・資源化の推進	4	4.5	4.5	4.5	4.5	→
33	健康あだち21推進事業(糖尿病対策)	4	4.5	4.5	4.5	4.5	→
34	こころといのちの相談支援事業	5	5	5	5	4.5	↓
37	建築物減災対策事業	4	4	4	4	4.5	↑
51	大学連携コーディネート事業	5	4.5	5	5	4.5	↓
53	人材育成事務(職員研修事業、職員の能力を活かす人事)	4	5	4.5	4.5	4.5	→
1	幼児教育推進事業・家庭教育推進事務	4	4	4	4	4	→
4	学力向上対策推進事業(教員の授業力向上)	4	4	4	4	4	→
18	文化・読書・スポーツ活動協創推進事業	-	-	3	3.5	4	↑
28	地域包括ケアシステムの推進	-	3.5	4	4	4	→
30	孤立ゼロプロジェクト推進事業	5	4.5	4.5	4.5	4	↓
35	防災力向上事業(防災訓練・防災計画・水害対策の強化)	4	4	4	4	4	→
42	公園等の整備事業(パークイノベーションの推進等)	5	5	4.5	4.5	4	↓
43	創業支援事業(産学金公ネットワークによる起業・創業支援)	4	4	4	4	4	→
2	学力向上対策推進事業(小学校の基礎学力対策)	4	4.5	4	4	3.5	↓
3	学力向上対策推進事業(中学校の基礎学力対策)	4	4.5	4	4	3.5	↓
40	空き家利活用促進事業	-	3.5	4.5	4.5	3.5	↓
44	経営改善事業(生産性の向上と競争力強化)	4	4	4	4	3.5	↓
50	協創推進体制の構築				3.5	2.5	↓

総務委員会報告資料

令和3年2月25日

件名	行政手続のオンライン申請等の拡充について																						
所管部課名	政策経営部 ICT戦略推進担当課																						
内容	<p>現在、副区長を委員長とした「オンライン申請等拡充検討委員会」において、区民が安全安心に行政手続ができ、また、多様な手続方法を選択できるよう、全庁的にオンライン申請の拡充、押印の廃止等に取り組んでいるところである。</p> <p>以下、進捗について報告する。</p> <p>1 オンライン申請の拡充について</p> <p>全ての行政手続について、副区長の個別ヒアリングを実施した結果、下表のとおり取り組む。</p> <table border="1" data-bbox="422 772 1428 1108"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>令和2年12月末 (現在)</th> <th>令和2年度末 (目標値)</th> <th>令和3年度末 (目標値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オンライン手続数</td> <td>71</td> <td>94</td> <td>約220</td> </tr> <tr> <td>オンライン化する 主な手続</td> <td>—</td> <td>・ホームページバ ナー広告申込 ・集積所用品の 貸出申請</td> <td>・保育施設利用申込 ・国民健康保険資格 喪失届</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 令和4年度以降の目標については、進捗状況を踏まえ設定 ※2 令和2年度末までにオンライン化する手続は別紙1のとおり</p> <p>2 押印の廃止について</p> <p>行政手続の押印については、法令による押印の義務付け等があり、引き続き押印が必要な手続を除き、原則押印を廃止する。</p> <p>このため、各所属の廃止判断の参考とするため、別紙2のとおり「足立区押印廃止の判断基準について(素案)」を作成し、令和3年1月26日付で全庁に示した。</p> <p>判断基準を基にした、進捗状況については、以下のとおり。</p> <p>進捗状況(令和3年2月9日現在)</p> <table border="1" data-bbox="399 1624 1412 1803"> <thead> <tr> <th>全手続数 (令和2年7月時点)</th> <th>押印を求め る手続</th> <th>廃止済又は 廃止予定</th> <th>うち、法令で廃 止となる手続</th> <th>存続又は 検討中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>992件</td> <td>580件</td> <td>437件</td> <td>112件</td> <td>143件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 押印廃止済または廃止予定の手続については、別添資料「押印廃止済または廃止予定の手続」のとおり</p>	事項	令和2年12月末 (現在)	令和2年度末 (目標値)	令和3年度末 (目標値)	オンライン手続数	71	94	約220	オンライン化する 主な手続	—	・ホームページバ ナー広告申込 ・集積所用品の 貸出申請	・保育施設利用申込 ・国民健康保険資格 喪失届	全手続数 (令和2年7月時点)	押印を求め る手続	廃止済又は 廃止予定	うち、法令で廃 止となる手続	存続又は 検討中	992件	580件	437件	112件	143件
事項	令和2年12月末 (現在)	令和2年度末 (目標値)	令和3年度末 (目標値)																				
オンライン手続数	71	94	約220																				
オンライン化する 主な手続	—	・ホームページバ ナー広告申込 ・集積所用品の 貸出申請	・保育施設利用申込 ・国民健康保険資格 喪失届																				
全手続数 (令和2年7月時点)	押印を求め る手続	廃止済又は 廃止予定	うち、法令で廃 止となる手続	存続又は 検討中																			
992件	580件	437件	112件	143件																			
問題点 今後の方針	<p>多くの区民にオンライン申請の利便性を体感していただけるよう、誰もが使いやすいオンライン申請システムの整備を検討していく。</p> <p>また、オンライン申請可能な手続きについて、区窓口での案内、SNSを利用した区民周知に併せて取り組んでいく。</p>																						

令和2年度末までにオンライン化する主な手続

別紙1

No.	部	課	申請・届出名
1	政策経営部	報道広報課	ホームページバナー広告申請
2	政策経営部	報道広報課	あだち広報有料広告申請
3	政策経営部	報道広報課	あだち広報「区民のひろば欄」記事掲載申請
4	地域のちから推進部	地域文化課	足立区立郷土博物館講師派遣申請書
5	地域のちから推進部	地域文化課	足立区立郷土博物館講師派遣事業報告書
6	産業経済部	産業政策課	消費者教室（出前講座）の申込み
7	産業経済部	産業政策課	生活の科学教室の申込み
8	産業経済部	産業政策課	くらしのおたすけ隊（消費生活啓発員）登録申請
9	福祉部	地域包括ケア推進課	足立区介護マーク交付申請書
10	福祉部	地域包括ケア推進課	「あだち・らくらく体操」DVD申請書
11	福祉部	障がい福祉課	手話通訳者・要約筆記者派遣事業利用登録申請書等
12	福祉部	障がい福祉課	足立区携帯型ヒアリンググループ貸出（物品借用申請書）
13	衛生部	保健予防課	高齢者予防接種予診票の申請
14	衛生部	保健予防課	母子手帳再交付申請書
15	衛生部	こころとからだの健康づくり課	ベジタベライフ協力店登録申請
16	衛生部	こころとからだの健康づくり課	子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業登録申請
17	環境部	環境政策課	着ぐるみ貸出申請
18	環境部	環境政策課	EANA登録申請
19	環境部	環境政策課	足立区リサイクルセンター利用団体登録
20	環境部	足立清掃事務所	集積所用品の貸し出し申請
21	環境部	足立清掃事務所	動物死体届出(有料)
22	子ども家庭部	子ども施設運営課	一時保育の事前登録・利用申請
23	子ども家庭部	子ども施設運営課	病後児保育の事前登録・利用申請

足立区押印廃止の判断基準について（素案）

申請・届出等に伴う区民の負担の軽減等を図るため、区民や事業者から区に提出される申請書等、各種書類（以下「申請書等」という。）の押印義務付け廃止を行うにあたり、判断基準は次のとおりです。

【押印判断基準】

次に記載するもの以外については、原則押印は求めないものとします。

なお、基準に該当しても、適宜、その必要性を継続して確認する必要があります。また、新たに申請書等を作成する場合についても、本判断基準に従い作成するものとします。

No.	事 項	補 足
1	地方自治法第234条第5項により記名押印が義務付けられている契約書	契約書に基づく委任状、請求書、領収書等を含む。
2	競争入札参加者等に対して、登録印の押印を義務付けている入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に係るもの	
3	上記1、2以外の国及び都の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているもの	<ul style="list-style-type: none"> 国や都に限らず当区以外の組織・団体から押印が義務付けられているものを含む。 国及び都の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているものに基づく委任状、請求書、領収書等を含む。
4	協定書、覚書その他の双方が取り決めた内容について、合意した証として作成するもの	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認は身分証明書の提示その他の方法で実施したとしても、その本人が、区とどのような内容を合意したかについて、文書で記録し、押印を求めることで、合意内容を証明することに資するため。
5	第三者へ提出し手続きを行う上で、押印が求められているもの	例：官公庁へ照会を行う際の同意書
6	区の条例、規則、要綱の規定に基づき、実印、登録印又は銀行印の押印を求めているもの	様式のみで実印等を求めている場合は、その根拠を条文に規定し、印鑑登録証明を添付させること
7	手続き全般に関する委任状	
8	法人から提出される申請書等のうち、支出の根拠となるもの	例：支出の一件書類など。 法人から提出される契約以外の請求書や口座振替依頼書、委任状、領収書等、支出や精算に関連する書類

※届出や報告など、支出をともしない申請書等である場合は、1～6に該当しなければ押印義務付けを廃止する。

《押印の代替手段について》

押印を代替する手段としては、以下のような方法が考えられます。これらの手段が取れる場合は、押印を求めないものとします。(出典:令和2年12月18日内閣府「地方公共団体における押印廃止マニュアル」)

No.	手 段	想定する状況
1	本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、法人登記書類）のコピー	申請書に添付
2	上記1以外のもので、健康保険証や診察券などの複数の書類のコピー（記号番号の黒塗りなどの対応に注意）	申請書に添付
3	電話やWeb会議等による本人確認	本人のみが知り得る、申請内容や個人情報に質問
4	実地調査等の機会における確認	対面による確認
5	オンライン申請システムを介してのID/パスワード、電子的本人確認	オンライン申請

【署名判断基準】

押印は廃止するが、原則署名が必要なものについては、次の署名判断基準のとおりとします。

《補足》内閣府の「押印見直しマニュアル」においても、押印見直しの代替手段として新たに署名を求めることは、デジタル化を促進する観点から十分な代替案ではなく、押印を見直すこととはみなさないとされています。

No.	事 項	補 足
1	国及び都の法令・条例・通知等により署名が義務付けられているもの	署名又は記名押印の選択制としているものを含む。
2	本人の意思による申請であることを、署名でなければ担保できないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民異動届など、<u>虚偽の届出等があった場合に、回復困難な権利侵害等が生じる恐れのあるもの。</u> ・ 複数の手続等の基礎となるもので、それに紛争等が生じた場合に後続手続等に多大な影響を生じる恐れのあるもの。 ・ 実費に基づく補助金交付請求書など、<u>金銭その他の内容に関する争いなどが想定されるもの。</u>
3	診断書、意見書、証明書など本人以外が作成する申請書の添付書類で、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを署名により担保する必要性があるもの	

※1 署名…自己の氏名を手書き（自署）すること。

記名…自己の氏名を手書き（自署）するのではなく、代筆や印刷されたものなどにより氏名を記すこと。

※2 本人（代表者）が手書きしない場合は記名押印も可とします。

※3 署名された申請書等を訂正する場合は、原則として、訂正署名によることとします。

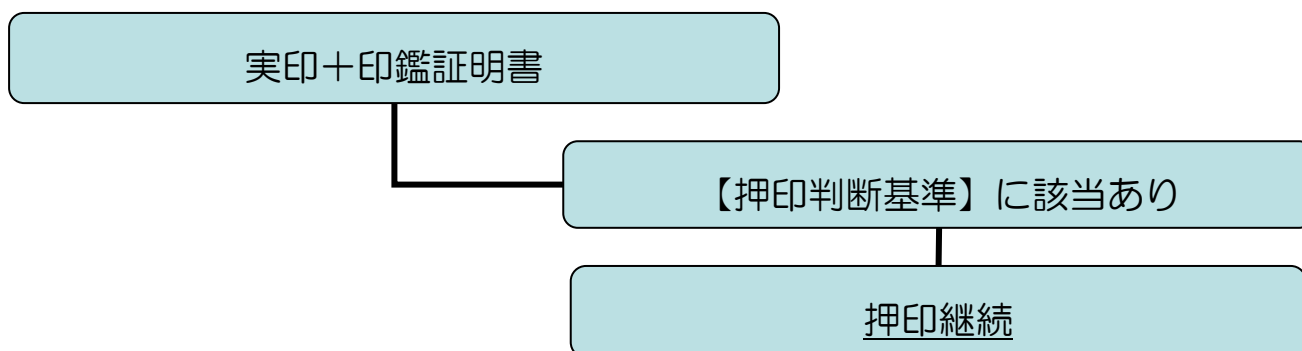
(参考1) 押印廃止の判断フロー

<考え方>

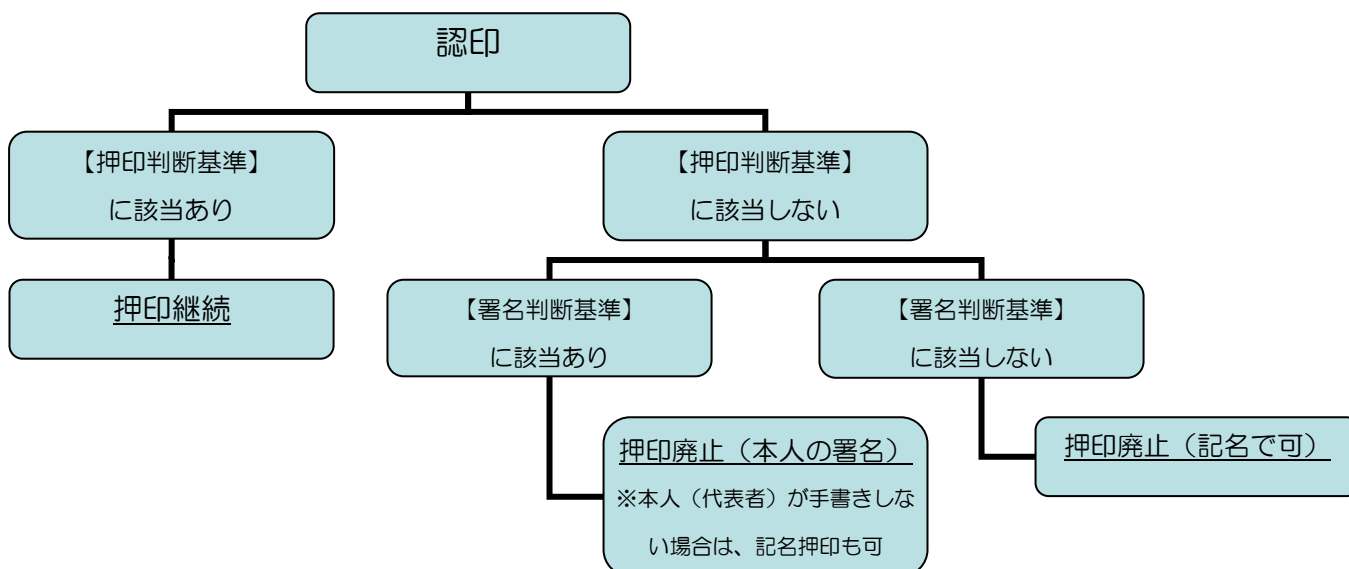
- 1 当区の規則・要綱・要領等（以下、規定等という。）により押印を義務付けている場合は、基本的にすべて、規定等を改正することにより押印義務付けを廃止します。
- 2 ただし、押印判断基準②④⑦に該当する場合や、当区の規定等で実印及び印鑑証明書を定めている場合（押印判断基準⑥に該当する場合）は見直し不要です。
- 3 また、当区の規定等により押印を義務付けている場合であっても、法人から提出される申請書等で、支出の根拠となる申請書等である場合（押印判断基準⑧に該当する場合）は、見直し不要です。
- 4 押印の規定が当区で定めるものではないため、当区では押印義務付けの廃止ができないもの（押印判断基準①③⑤に該当するもの）の場合は、見直し不要です。

【申請者】個人，個人事業者，法人格のない団体

①現在、実印+印鑑証明書を求めている場合（条文に規定がある）

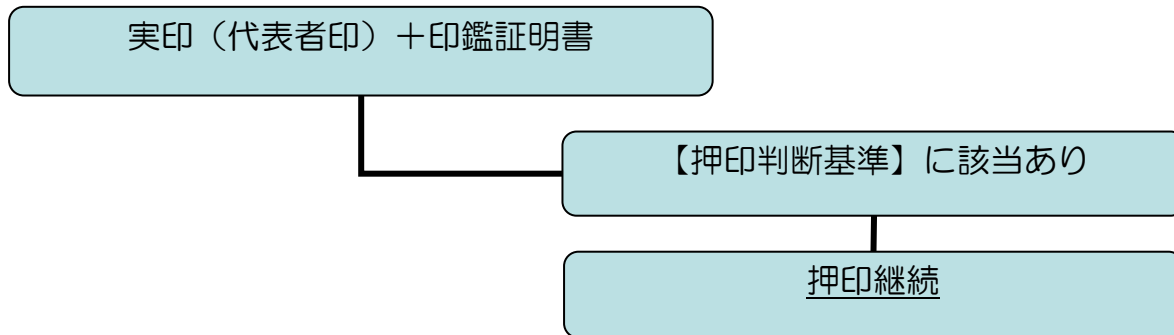


②現在、認印を求めている場合

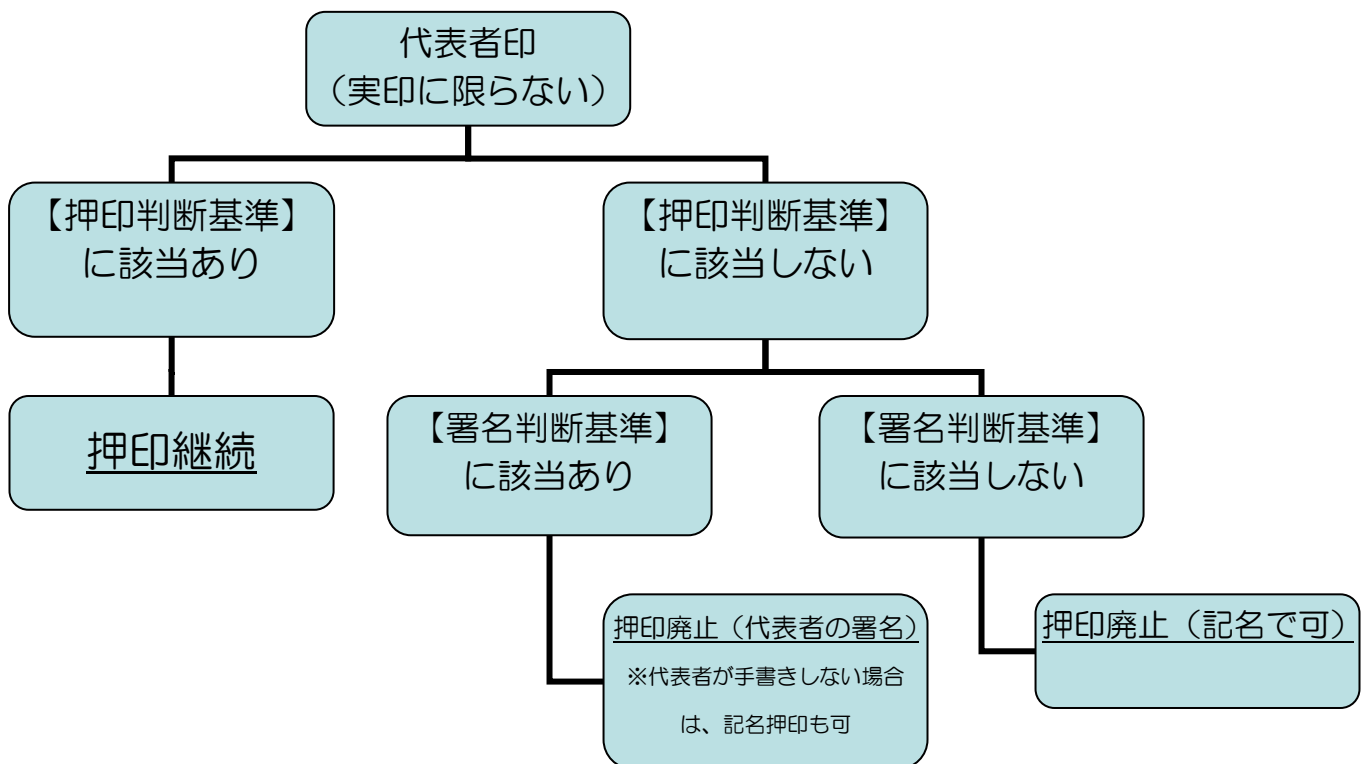


【申請者】法人

①現在、実印（代表者印）＋印鑑証明書を求めている場合（条文に規定あり）



②現在、代表者印（実印に限らない）の押印を求めるもの



注1 実印のみを求めている申請書等である場合、印鑑証明書との照合をしないため、印影が実印であるか確認ができず、実印を押印させる必要性が不足していると考えられます。この場合は、区民等の行政手続きにおける負担軽減という観点を加味したうえで、印鑑証明書も求める必要があるか、押印義務付けを廃止することができるかを検討してください。

(参考2) 押印廃止に伴う氏名欄の記載例

申請書等様式については、以下の記載例を参考に、申請対象者や様式のレイアウトなど個々の申請書等の状況に合わせた見直しを行ってください。

■ 署名が必要なもの（氏名の記載にあたり自署である必要性があるもの）

- ㊤マークを記載しない代わりに、押印が必要な場合について記載された注意書きを強調するため、(※)印を氏名（名称）記入欄の右端に記載します。
- 注意書きは、できる限り氏名欄の近くに記載します。
- 訂正する場合は、訂正箇所を二重線等で消し、付近に訂正署名（フルネーム）を記入してもらいます。

≪例1≫個人、個人事業者、法人格のない団体、法人を対象としている申請書の場合で、法人が申請する場合でも、署名で可とする場合

氏名 又は 名称及び 代表者名	(※)
	(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

≪例2≫個人、個人事業者、法人格のない団体、法人を対象としている申請書の場合で、法人が申請する場合は記名押印を要する場合

氏名 又は 名称及び 代表者名	(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は記名押印してください。
--------------------------	---

≪例3≫申請者を個人、個人事業者、法人格のない団体に限定している場合

氏名	(※)
	(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

■ 記名で可である場合（代筆や印刷されたもの、ゴム印などの記名でも良いもの）

≪例4≫※署名判断基準に該当しない場合の例

氏名	
----	--

総務委員会報告資料

令和3年2月25日

件名	情報システム支援業務委託について
所管部課名	政策経営部 情報システム課
内容	<p>革新的な情報技術を取り入れたシステム構築を進めるとともに、システム全体のコスト評価やIT人材の育成など、総合的な開発支援が必要となるため、下記のとおり情報システム支援業務を委託する。</p> <p>1 背景 これまで、情報システムの開発・改造に関しては、情報統括責任者補佐（CIO補佐）を会計年度任用職員として雇用し、開発計画の審査やコスト評価を行ってきた。 令和2年12月に国から示された、「地方自治体における自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を受け、組織的な情報集能力や広範な専門分野を統括するマネジメント能力が必要となっているため。</p> <p>2 業務名 情報システム支援業務委託</p> <p>3 委託業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区の情報システム全体の最適化を考慮したシステム開発支援 ・ システム化要望の実現方法の提案及び技術支援 ・ 情報システム経費の分析・評価 ・ 情報セキュリティ対策支援 ・ IT人材育成支援 <p>4 委託業者選定方法（予定） 先行自治体の事例を参考に、公募型プロポーザルとする。</p> <p>5 委託開始時期（予定） 令和3年10月</p>
問題点 今後の方針	<p>委託先はシステム開発の当事者とならず、中立的な立場からの検討・助言が可能な業者を選定する必要がある。</p> <p>委託内容については、国の動向、区のシステム状況を踏まえ決定する。 委託契約後、現行のCIO補佐（会計年度任用職員）は廃止する。</p>